

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

---

第1問 (配点：15点 [各3点])

以下の記述のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 訴訟能力を欠く者がした訴訟行為は、初めから無効であるため、追認をすることはできない。
- (2) 判例の趣旨に照らすと、境界確定訴訟においては、処分権主義が制約される。
- (3) 第一審において、当事者双方が、連続して2回、口頭弁論の期日に出頭しなかった場合には、訴えの取下げがあったものとみなされる。
- (4) 鑑定人は、鑑定を申し出た当事者によって指定される。
- (5) 高等裁判所が上告審としてした終局判決に対しては、法令違反を理由として、さらに最高裁判所に特別上告をすることができる。

第2問 (配点：20点)

「固有必要的共同訴訟」と「類似必要的共同訴訟」の違いについて、それぞれの例を一つずつ挙げ、説明しなさい。

第3問 (配点：65点)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)まで答えなさい。

(設例)

Xは、Yを被告として、Xが所有する骨董品につき、XとYとの間で売買契約(以下「本件売買契約」という。)が締結されたと主張して、その代金である200万円の支払を求める訴訟を提起した(以下「本件訴訟」という。)

本件訴訟において、Yは、本件売買契約の意思表示は錯誤によって取り消された、仮に錯誤が認められないのであれば、Xに対して有する200万円の貸金債権(以下「本件貸金債権」という。)と対当額で相殺する旨の主張をした。

審理の結果、裁判所は、Yの主張する錯誤は認められず、また、Yの主張する本件貸金債権は初めから存在していないため相殺も認められないとして、請求を認容する判決を言い渡した(以下「本件判決」という。)

問(1) (配点：10点)

本件判決の確定後、Yは、Xを被告として、本件貸金債権の支払を求める訴訟を提起したとする。この訴訟はどのように取り扱われることになるか、検討しなさい。

(次頁に続く)

問(2) (配点: 30点)

本件判決の確定後、Yは、Xを被告として、本件売買契約の意思表示を詐欺を理由に取り消すと主張して、請求異議の訴えを提起したとする。この訴訟はどのように取り扱われることになるか、検討しなさい。

問(3) (配点: 25点)

本件判決の確定後、Xは、Yを被告として、本件売買契約における売買代金は、300万円であったと主張して、残額の100万円の支払を求める訴訟を提起したとする。この訴訟はどのように取り扱われることになるか、検討しなさい。